

平成25年11月25日  
地域政策課

## 津波被災地域の復興状況について

津波による甚大な被害を受けた沿岸地域では、これまでいわき市ほか4市町において、東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）に基づき、災害公営住宅整備事業などの復興整備計画を作成し、インフラ整備を着実に進めているところです。

このたび、楡葉町と県が共同で復興整備計画を作成し復興整備協議会を設立する予定です。

これにより、既に計画を策定している沿岸5市町に加え避難指示区域である楡葉町においても住民帰還に必要なインフラ整備が本格的に進むこととなります。

記

- 日時 平成25年11月29日（金）午後1時30分から（予定）
- 場所 県庁本庁舎5階 正庁
- 参加者 楡葉町、福島県（関係各課長）、福島復興局 ほか
- 協議事項 ①農地法第5条第1項に規定する農地転用の許可について  
②都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可について  
（予定）

## 参考

## 1 県内の復興整備協議会設立状況

いわき市、相馬市・・・平成24年 6月 7日設立  
南相馬市、新地町・・・平成24年 7月27日設立  
広野町・・・平成24年11月26日設立

## 2 制度概要は以下のとおり

## 東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

復興特別区域基本方針  
(閣議決定)

## 【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

## 国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

## 復興推進計画の作成

県、市町村が単独又は共同して作成  
民間事業者等の提案が可能  
個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

## 内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

## 復興整備計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成  
土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるための計画

・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧  
・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

## 土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

## 復興交付金事業計画の作成

市町村が単独又は県と共同して作成  
交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

## 内閣総理大臣に提出

## 復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化<sup>3</sup>

特例の追加・充実